

TACTNEWS

No.815

滞納固定資産税の“相続”問題にご用心

1. はじめに

相続の現場では、財産整理や遺産分割が速やかに行われていなかったことが災いして、税務上不利な状況に見舞われるケースが少なくありません。

よく知られているのは、相続税申告の際、相続税の特例である、配偶者の税額軽減、小規模宅地等の特例事業承継税制が適用できないということ。固定資産税にも気を付ける必要があります。財産・債務の整理や遺産分割を放置していたことから、後になって思わぬ税負担を求められるケースが少なくないからです。

というのも、不動産の相続があった場合、被相続人の固定資産税の納税義務は、次の通り相続人が承継することになっているからです。「相続があった場合には、その相続人（包括受遺者を含む）は、被相続人（包括遺贈者を含む。以下同）に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入しなければならない」（地法 9①）。

市町村は、固定資産税の徴収をする場合ときには、納税者に文書で納付又は納入の告知をしなければならないことになっています（地法 13）。その上で督促、滞納処分に入ることになります。

納税者の中には、このように降って湧いたような納税義務に、抵抗する人もいます。しかしその言い分はなかなか聞いてもらえないのが実情です。そこで最近、実際に税務上争いになった事例を見てみましょう。

2. 未分割で請求が回ってきた事例

被相続人の滞納固定資産税の納付を管轄の市町村から請求されたとき、無視して支払わないと督促の上、最悪の場合、督促された相続人の預金等が差押えられ、税金を強制的に徴収されることがあります。

中でも気を付けたいのは、相続人が複数いる場合に遺産分割をせず相続財産が共有になったままのケースです。

なぜなら共有物の税金は連帯納付義務が生じるからです。（地法 10 の 2）。連帯納付義務のある税金については、徴収権のある市町村は、連帯納税義務者の 1 人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯納税義務者に対し、その税金の支払いを請求することができる点に注意が必要です。

花巻市の事例です（平成 28 年 11 月 22 日判決）。

市内の 30 物件の所有者である被相続人 X さん対し数年度分課税していた固定資産税につき、花巻市は、

遺産分割前だったことから複数の共同相続人のうち代表者として相続人 A さんを指定し、賦課徴収の書類を送付していました。

ところが A さんは、納期限後になっても納付しません。そこで一転、花巻市は平成 28 年 3 月、別の相続人 B さんに納期限を 3 月末とする連帯納税通知書を送付しました。B さんも無視。花巻市は同年 4 月 20 日付で、督促状を B さんに送付しました。

B さんはここで督促処分に不服を申立てました。いわく「A が単独で課税対象不動産を流用し、年間 100 万円超の賃料収入を得ており、その固定資産税は A から徴収すべき」と。

しかし、審理した花巻市は、督促処分に違法性はないとする判決を下しています。

3. 90 年以上前の相続が発端の事例

防府市の事例です（平成 29 年 10 月 4 日判決）。

90 年以上前に亡くなった祖父の兄弟名義の不動産につき、相続人と見なされて、課税されたうえ、預貯金を差し押さえられたケースがありました。

防府市は、平成 18 年になって、問題の不動産の現況が原野から雑種地に変わっていたことから固定資産税の課税評価をしたところ、免税点を超えたため祖父の代の兄弟やその子の世代も亡くなっている中、相続人 14 人を確認し、市内に住む祖父の兄弟の孫 C さんを相続人代表者と認定。課税処分したうえ、滞納処分に入り、預貯金を差押えて、強制的に固定資産税を徴収してしまいました。

C さんは、「市内に居住していることのみを理由として相続人代表者に指定され、自分だけに課税され、それに基づいて差押処分を受けることには納得できない。」と反発、不服申立しました。

審査した防府市は、相続人間の公平性を損なう事情があり、新たな課税は取消されるべきだが、不服申立をする期間を過ぎて時効となった課税分は取消できず、徴収した税額については滞納固定資産税に充当済みで、「取消しによって審査請求人の権利の回復を図ることはできず、審査請求の申立ての利益はないことから却下せざるを得ない」として C さんの言い分を退けています。

子や孫が苦勞しないためにも財産整理・遺産分割は、しっかり済ませておきたいものです。

（担当：遠藤 純一）